

## 事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 5-1-1	事務事業名 生活困窮者自立支援制度事業	所管部課 健康福祉部 生活福祉課					
事務事業の概要	事務事業の目的  生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に定める、必須事業として位置付けられている。本事業は、様々な問題を抱えた生活困窮者に個々の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行うとともに、地域における自立支援体制を構築する生活困窮者自立相談支援事業及び住居確保給付金事業を実施することにより、生活保護に至っていない生活困窮者を困窮状態から早期に脱却させ、生活困窮者の自立を支援することを目的とする。	根拠法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領					
	事業内容・実施方法等／補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する  【事業内容・実施方法等】 ①生活困窮者自立相談支援事業・住居確保給付金事業(谷間のない包括的かつ継続的な相談支援):生活困窮者に対し広く相談に応じるとともに、生活困窮者が抱える課題を総合的に受け止め、その方の置かれている状況や本人の意思を確認した上で支援計画を策定する。また、計画に基づく支援を行い、適切な就労支援も含め本人の自立までを包括的・継続的に支えている。また、生活困窮者の必要性に応じて、住居確保給付金の支給を行う。②関係機関のネットワークづくり、社会資源の開拓等:複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握するため、地域での見守り体制の構築や関係機関のネットワークづくりを行うとともに、地域に不足する地域資源の開拓等を行う。なお、相談支援事業は、西東京市社会福祉協議会に委託する形で事業実施しているが、就労に係る相談、支援に関する相談、申請受付、受給者の居住の確認、求職等に関する事について市で実施している。 【対象者】市内に在住する現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方 【補助】国庫負担金により、補助対象額の3/4が補助される。 (予算事業名:03.01.01.19 生活困窮者自立支援事業費)						
	事業開始時期 平成27 年度	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	事業費データ	項目 事業費(A) 財源 内訳	単位 千円	25年度 34,304	26年度 25,728	27年度 8,576	28年度 6,814
		一般財源		0	0	4,127	4,315
		所要人員(B)	人			0.52	0.52
		人件費(C)=平均給与×(B)	千円	0	0	5,379	5,328
		臨時職員賃金等(C')	千円			43,810	36,900
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		千円	0	0	120		
単位当たりコスト (E)=(D)/( 新規相談受付件数(年間) )		千円					
活動等指標 ① 新規相談受付件数(年間) ② 住居確保給付金受給総数		単位 件	25年度 364	26年度 15	27年度 40	28年度 44	
評価指標の設定	《指標の説明・数値変化の理由 など》 ①新規相談受付件数は、自立相談支援事業及び住居確保給付金事業の新規相談受付件数 ②住居確保給付金受給総数は、住居確保給付金事業の給付金受給者実人数						
	成果指標 一 次 新規相談受付件数	目標値 実績値	25年度 件	26年度 件	27年度 件	28年度 件	
	二 次 就労支援対象者数	目標値 実績値			12	14	
	40	30			3		
	《指標の説明・数値変化の理由 など》 目標値は、国において目安値として定められている。(※対象地区人口10万人当たり、平成28年度に水準見直しあり) 新規相談受付件数:20件⇒22件/月、就労支援対象者数:6件/月⇒7件/月(※(H27⇒H28年度見直し)) 実績値は、新規相談受付件数及び就労支援対象者数の年間累計数を12月で割った月平均値						
	事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	特になし。				
		都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に定める必須事業であり、各市ともに同様のサービス実施となっているため中位とした。			
		代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	就労支援の部分では、公共職業安定所での就労斡旋・支援が挙げられる。			

### 【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	3	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に定める、必須事業として位置付けられている。 本事業は、様々な問題を抱えた生活困窮者に個々の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行うとともに、地域における自立支援体制を構築する生活困窮者自立相談支援事業及び住居確保給付金事業を実施することにより、生活保護に至っていない生活困窮者を困窮状態から早期に脱却させ、生活困窮者の自立を支援することとなっており、引き続き実施する必要があると考えている。 現在のところ、府内検討組織を立ち上げ、事業の実施状況や任意事業の今後の対応等について検討し、改善等に努めている。 一方で、平成27年4月から制度のスタートに併せて「生活サポート相談窓口」を保谷庁舎内に開設しているが、市民への周知や府内の連携体制等の課題があるため今後改善を図る必要があると考えている。
	事業の必要性	3		
	事業主体の妥当性	3		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	3		
	受益者負担の適切さ	3		
C	市民ニーズの把握	2		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

### 【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	生活困窮者自立支援法の規定に基づく本事業は、事業開始から2年目に入り、地域における生活困窮者支援のための重要な取組となっている。 対象となる生活困窮者は、複合的な問題を抱えていることが多く、事業の効果的な展開のためには、早期における相談体制づくりや関係機関との連携が必要となる。 そのため、事業継続をする中で、これまで以上に府内各部署、民生委員、地域包括センター等との連携を図るとともに、対象者を「生活サポート相談窓口」に適切なタイミングでつなげる体制づくりを検討されたい。
	事業の必要性	2		
	事業主体の妥当性	3		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	2		
	受益者負担の適切さ	2		
C	市民ニーズの把握	2		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

### 【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	(対象外)

### 【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	生活困窮者自立支援法の規定に基づく本事業は、生活保護に至っていない生活困窮者を困窮状態から早期に脱却させ、自立を支援するための取組であり、地域における生活困窮者支援のための重要な事業である。 二次評価にもあるとおり、「生活サポート相談窓口」へスマーズに繋げるための体制づくりが重要であることから、府内各部署をはじめとする、民生委員、地域包括センター等との連携強化を図り、適切なタイミングで相談を受け付ける体制の構築を進められたい。

### 【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	◇平成29年度 平成27年度及び28年度の相談実績等を分析し、府内検討組織による検討を行う。
	◇平成30年度 検討結果を踏まえた対応を行う。
	◇平成31年度 第4期地域福祉計画への位置づけを行う。